

開かなくてはならない。議長は評議員の互選により選ぶ。

- ①理事会が必要と認めたとき、
 - ②監事が必要と認めたとき、
 - ③3分の1以上の評議員の要求があったとき、
3. 総会は、次の事項を審議する。
- ①規約の改廃。
 - ②事業計画並びに予算の決定。
 - ③事業報告並びに決算の承認。
 - ④その他、前各号に準ずる重要事項。
4. 理事会は、必要に応じて開き会長が議長となり重要事項を審議する。
5. 役員会は、必要に応じて開き会長が議長となり重要事項を審議する。

(議案の議決)

第 10 条 会議は全て構成人員の過半数の出席により成立し、議事は出席人員の過半数の賛成により決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員を選出)

第 11 条 役員等の選出は、次の通りとする。

- ①役員は、理事会にて候補者を選出し、総会の承認を受ける。
- ②評議員は、細則により定める。
- ③理事は、細則により定める。
- ④部の部員は、互選により部長を選出する。選出された部長は、理事を兼務する。

(事務局)

第 12 条 本会に事務局を置く。人員は若干名とする。

2. 事務局員は、会長が指名し、理事会の承認を受ける。
3. 事務局長は、会長の指示により本会の庶務を務め、本会に出席しなくてはならない。

(経費)

第 13 条 本会の経費は、交付金、補助金、助成金、寄付金及び事業収入等を以てこれにあてる。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

(細則)

第 15 条 本会則を施行するための必要な細則は、理事会で決定する。但し、評議員10名以上よりの改廃意見には、従うこと。

(会則の改廃)

第 16 条 本会則を改正するときは、第10条の規定にかかわらず、総会で出席した評議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(付則)

第 17 条 この会則は、昭和62年 3月24日より施行する。

- (ア) 平成元年8月5日一部改正。
- (イ) 平成4年6月13日一部改正。
- (ウ) 平成7年5月20日一部改正。
- (エ) 平成8年6月15日一部改正。
- (オ) 平成21年5月16日一部改正。
- (カ) 平成22年5月15日一部改正。